

入札心得書

第1 入札参加者は、千葉県県有財産の売払いに伴う一般競争入札に当たって、物件資料により現地を必ず確認し、県有財産売払公告書、本心得書及び契約書案の記載事項を熟読のうえ、入札してください。

第2 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3 一般競争入札に必要な資格は次のいずれも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者と認められたときから3年（3年以内の期間を定めたときはその期間）を経過しない者
- (3) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

第4 入札参加者は、入札申込みをする前に、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として千葉県指定金融機関（千葉銀行）等に、千葉県財務規則第47条に規定する納付書兼領収書により納めなければなりません。

なお、共有で参加される場合は、共有者のうちお一人が代表して納入してください。

また、次の注意事項に従ってください。

- (1) 入札保証金の納入後は、その取消または変更はできません。
- (2) 1通の納付書兼領収書で複数物件の入札保証金を納入することはできません。
- (3) 納付書兼領収書、入札参加申込書（兼）入札保証金提出書には必ず入札に参加する物件の物件番号を記載してください。

第5 入札参加者は、入札期間中に公告で指定された場所に、下記の書類を郵送（但し、簡易書留郵便で行うこと。）または、持参にて、提出してください。

- (1) 入札参加申込書（兼）入札保証金提出書

注：上記第4で納入した入札保証金の千葉県指定金融機関等の領収印が押印されている納付書兼領収書の第1枚目を、入札参加申込書（兼）入札保証金提出書第2枚目に貼付すること。

- (2) 委任状（代理人により入札する場合）
- (3) 誓約書
- (4) 印鑑証明書（発行日から3か月以内）
- (5) 入札書

注：入札者の住所、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）を記入のうえ、印鑑証明書と同一の印鑑（委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印すること。

第6 入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、速やかに入札参加申込書（兼）入札保証金提出書に記載の返還先口座（納付者名義（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体名義を含む。）のものに限る。）に還付します。

なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに契約保証金の全部または一部に充当しますが、契約保証金を全額納入する場合は入札保証金の還付を受けることができます。

第7 入札参加者は、入札期間中に公告で指定された場所に、所定の入札書のみを「入札書提出用封筒」（水色）に入れて封をし、「県有財産一般競争入札参加申込書等封筒」（茶色）に同封し、入札してください。

第8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

第9 暴対法及び千葉県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第4号）の目的を達成するため、提出された書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行うことがあります。

第10 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者が行ったもの
- (2) 入札参加申込書（兼）入札保証金提出書を提出していない者が行ったもの
- (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行ったもの
- (4) 1人で同一物件に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (5) 入札書に記載した金額を訂正しているもの
- (6) 入札書の入札金額、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
- (7) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者が行ったもの
- (8) 公告又は本心得書に記載された事項に違反した入札
- (9) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (10) 代理人により入札する場合、入札書に入札者並びに代理人の住所、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）の記入及び代理人の押印のないもの
- (11) 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの

第11 開札は、公告で指定された場所において、県の指定した入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。また、開札時刻を過ぎた後、入室はできません。

なお、入札参加者等入札関係者の出席は自由とし、開札会場への入場に際し、入札関係者であることを確認します。

第12 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

第13 開札の結果、入札金額が入札保証金から算出される入札限度額の範囲内であり、かつ県の予定価格（最低売却価格）以上の最高の価格の入札をした者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、県の指定した開札事務に関係のない職員がくじを引きます。

第14 開札の結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。なお、開札結果については、落札者が決定した後、県ホームページで入札者数、落札者の名称、住所及び落札金額を公表します。ただし、落札者が個人の場合、入札者数以外は非公表とします。

第15 落札者が、落札決定の日（議会の議決を要する契約については議決の日）の翌日から起算して42日以内に売買契約を締結しない場合、又は、落札者が、本心得書第3に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札は失効となり、落札者が納入した入札保証金は県に帰属することになります。

第16 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めるか、又は千葉県財務規則第99条第3項に定める国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保を提供（以下、「国債証券等」という。）しなければなりません。

第17 売買契約後、県は、落札者に対して、「契約保証金の売買代金への充当申請書」と売買代金から契約保証金を除いた金額（契約保証金を国債証券等で提供した場合は、売買代金全額）を記載した「納入通知書」を送付します。落札者は、県が通知する「納入通知書」に記載された日までに代金を納めなければなりません。

第18 落札者が前項の金額を納入し、県に「契約保証金の売買代金への充当申請書」を提出したとき、県は、契約保証金（現金で納付した場合に限る。）を売買代金の一部に充当します。ただし、県が本契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属することになります。

第19 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、千葉県財務規則及び千葉県公有財産管理規則の定めるところによって処理します。